

ただ今提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議第175号および176号は、いずれも台風18号被害への対応に係るものでございます。

県では、災害対策本部を先月16日に設置し、被害状況の把握や応急的な対応に全力で取り組むとともに、国に対しても、被災者生活再建支援制度の見直しや、激甚災害の早期指定などについて、要望活動を行ってまいりました。

併せて、今後の復旧に向けても早期に取り掛かる必要があることから、必要経費を確保し、早期に着手してまいりたいと考えております。

そこで、今回、提案させていただく補正予算案についてですが、まず、一般会計における主な事業について申し上げますと、今回の台風18号により被災した道路や河川等の復旧工事を行うとともに、湖岸漂着物への対応や道路標識・交通信号機の復旧等を行ってまいります。

また、防災情報の円滑で安定的な提供を行うため、土木防災情報システムの配信能力を増強するほか、露地野菜等の防除や植え直しなど、出荷量の確保に向けた支援を行ってまいります。

さらに、被災された県民の皆さんが、早期に安定した生活を再建されることを切に願い、新たに、県独自の制度として「平成25年台風18号滋賀県被災者生活再建支援金」制度を創設いたしまして、被災された皆さんの経済的負担を軽減することにより、地域社会の崩壊を防止するとともに、地域の活力を取り戻してまいりたいと考えております。

これらの結果、一般会計補正予算の総額は、71億7,349万3千円の増額を行おうとするものでございます。

また、特別会計は、流域下水道事業について、今回の台風18号により被災した箇所への対応でございまして、6億5,459万5千円の増額を行おうとするものでございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。